

○筑波大学附属病院の保有する診療に係る個人情報の保護管理に関する細則

平成31年3月25日
〔附属病院細則第79号〕

改正 令和元年附属病院細則第9号

改正 令和6年附属病院細則第12号

改正 令和7年附属病院細則第10号

筑波大学附属病院の保有する診療に係る個人情報の保護管理に関する細則

(目的)

第1条 この附属病院細則は、国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和4年法人規則第17号。以下「規則」という。）第2条に規定する保有個人情報の種別のうち、附属病院の診療に係るもの（筑波大学附属病院（以下「本院」という。）において診療を受けた傷病者、妊婦、新生児等（以下「患者本人」という。）の診療情報から作成される診療記録に含まれる個人情報（以下「個人情報」という。）をいう。）の保護管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(個人情報保護管理者)

第2条 個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）である附属病院長は、本院の保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の適切な管理を確保する任に当たる。

(個人情報保護担当者)

第3条 規則第6条の規定に基づき保護管理者が指名する個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）は、医療情報部の部長をもって充てる。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、保有個人情報の管理に関する業務を処理する。

(個人情報管理担当者)

第4条 診療科、診療施設、薬剤部及び看護部（以下「診療科等」という。）に個人情報管理担当者（以下「管理担当者」という。）を置き、診療科等の長をもって充てる。

2 管理担当者は、保護担当者を補佐し、当該者とともに、次に掲げる診療科等における保有個人情報の管理に関する業務を処理する。

- (1) 保有個人情報の管理の状況について、年に1回監査を行い、その結果を保護管理者に報告すること。
- (2) 保有個人情報が記録されている紙媒体並びに端末及びサーバに内蔵されている電子媒体（以下「媒体」という。）の管理に関すること。
- (3) 診療科等に所属する職員、病院利用者、研修生及び実習生への管理監督及び教育研修に関すること。

(教育研修)

第5条 保護管理者は、診療科等に所属する職員及び病院総務部の職員（以下「職員」という。）に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者が実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じなければならない。

(職員等の責務)

第6条 職員、病院利用者、研修生、実習生及び本院の業務の委託を受けている者（以下「職員等」という。）は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）の趣旨に則り、関連する法令及び法人規則等並びに総括保護管理者、保護管理者、保護担当者及び管理担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

- 2 職員等は、その業務に関して知り得た個人情報の内容を正当な事由なく第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。職員等であった者も同様とする。
- 3 職員等は、別記様式第1号、第2号又は第3号の患者の個人情報の保護に関する誓約書を保護管理者に提出しなければならない。

(個人情報の保有の制限等)

第7条 職員等は、個人情報を保有するに当たっては、業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 職員等は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。
- 3 職員等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
- 4 職員等は、個人情報を保有した場合には、保有個人情報の内容、利用目的等について、保護管理者に報告しなければならない。

(利用目的の明示)

第8条 患者本人又はその法定代理人（以下「患者本人等」という。）から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）に記録された患者本人等の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、患者本人等に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を患者本人等に明示することにより、患者本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利権益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を患者本人等に明示することにより、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表に掲げる法人をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な取得)

第9条 職員等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第10条 職員等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

2 職員等は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(利用及び提供の制限)

第11条 職員等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、患者本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき、又は法令の規定により保有個人情報の利用又は提供が制限されているときは、この限りでない。

- (1) 患者本人等の同意があるとき、又は患者本人等に提供するとき。
 - (2) 業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。
 - (3) 国の機関、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、患者本人以外の者に提供することが明らかに患者本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項に規定するもののうち保有個人情報の利用目的以外の目的のための国立大学法人筑波大学の内部における利用に当たっては、職員等は、当該保有個人情報を管理する個人情報保護管理者の許可を得るものとする。
- 4 第2項の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、必要に応じ、匿名化措置を講ずるものとする。

(アクセスの制限)

第12条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員等の範囲と権限の内容を、当該職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

- 2 アクセス権限を有する職員等は、保有個人情報に関し本院及びその関連施設等においてのみアクセスを可能とし、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 アクセス権限を有しない職員等は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第13条 職員等が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護管理者の許可を受けて行わなければならない。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記載されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

2 職員等は、前項の許可を受ける必要がある場合には、管理担当者にその旨を申し出るとともに、当該管理担当者は、別記様式第4号の保有個人情報の複製等申請書により、保護管理者に申請するものとする。

(媒体の管理)

第14条 職員等は、管理担当者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

(廃棄等)

第15条 職員等は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体が不要となった場合には、管理担当者の指示に従い、該当保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該保有個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(安全確保の措置)

第16条 職員等は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(仮名加工情報)

第17条 筑波大学附属病院は、規則第45条及び第46条に規定する仮名加工情報について、別に定める基準等により、適切に取り扱うものとする。

(規則との関係)

第18条 この附属病院細則に定めない事項については、規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この附属病院細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 筑波大学附属病院の保有する個人情報保護に関するガイドライン（平成17年3月14日筑波大学附属病院長）は、廃止する。

附 則（令元. 7. 23附属病院細則9号）

この附属病院細則は、令和元年7月23日から施行する。

附 則（令6. 3. 18附属病院細則12号）

この附属病院細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令7. 3. 17附属病院細則10号）

この附属病院細則は、令和7年4月1日から施行する。